

令和8年度第1回小牧市景観審議会議事録

1 開催日時

令和8年7月3日（金）10時00分から11時00分

2 開催場所

小牧市役所 東庁舎5階 大会議室

3 出席委員（名簿順）

瀬口 哲夫	名古屋市立大学名誉教授
萩原 聡央	名古屋経済大学教授
谷田貝 将典	小牧市議会副議長
中嶋 隆	小牧市文化財保護審議会
八木 裕介	小牧市観光協会
舟橋 葉子	小牧市女性の会
駒瀬 勝利	小牧市市長公室長

4 欠席委員

大野 公大	小牧青年会議所
高原 元助	愛知建築士会春日井支部
松浦 孝憲	小牧商工会議所

5 事務局

舟橋 朋昭	小牧市都市政策部長
川島 充裕	小牧市都市政策部次長
馬庭 貴彦	小牧市都市政策部都市計画課長
赤堀 真耶	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係長
立山 由希子	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主査
今藤 潤	小牧市都市政策部都市計画課都市計画係主事補

6 傍聴者

5名

7 会議内容

1. 開会

2. 議題

（1）こまき景観フォトコンテストの実施について

（2）小牧市屋外広告物条例における色彩基準について

3. その他

4. 閉会

◆議事内容

【事務局（馬庭課長）】

定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので始めさせていただきます。

本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございます。

はじめに、委員の交代がありましたのでご紹介させていただきます。

小牧市議会副議長の谷田貝将典委員、小牧市女性の会より舟橋葉子委員、小牧市市長公室長の駒瀬勝利委員に新たにご就任いただいております。

なお、その他の委員及び事務局の紹介につきましては、小牧市景観審議会委員名簿及び事務局名簿をもってかえさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

ただいまより、令和8年度第1回小牧市景観審議会を開催させていただきます。

本日の出席委員は、7名であります。

したがって、小牧市景観条例施行規則第22条第2項により、本会議は成立をいたしております。

次に、会議の開催にあたり、事務局を代表して都市政策部長の舟橋よりあいさつを申し上げます。

【事務局（舟橋部長）】

改めまして、おはようございます。都市政策部長の舟橋でございます。

本日はお忙しいところ、小牧市景観審議会にご出席賜り誠にありがとうございます。

また、委員の皆様におかれましては、日頃より本市の景観行政に限らず市政各般にわたりご指導、ご助言を賜っておりますことを深く感謝申し上げます。

さて、本日の審議会につきましては議題が2件ございます。1件目につきましては、新しい取り組みであります、景観フォトコンテストの実施について、また、2件目につきましては、今年度より施行しております小牧市屋外広告物条例の色彩基準の見直しについて、となっております。委員の皆様におかれましては、活発なご議論をお願いいたしまして、簡単ではございますが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局（馬庭課長）】

続きまして瀬口会長よりご挨拶いただきます。

よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

皆様、おはようございます。

今年はアジア競技大会が愛知で開催されるということで、各都市に訪れますとスポーツの歴史が展示されていることがあります。小牧市もバレーボールの会場になっているかと思いますが、小牧市の市街図を見ていますと、中心市街地の周辺に運動公園が配置されていて、これは小牧市の特徴ではないかと感じました。スポーツに関してかなり意識が高い都市だった、今も高いとは思いますが、昔から意識が高かったのではないかと思います。そういった

特徴を生かしながら、中日ドラゴンズの練習場の誘致も成功するといいなと思います。

また、ここに来る道中も小牧山城がとてもよく見えました。一時は、史跡である城跡に生えている木は触ってはいけないという文化庁の方針がありまして、どこのお城も見えない状態になっていました。それが数年前から変わりまして、剪定ができるようになり、犬山城も見えるようになりましたし、岡崎城も不要な樹木を切ったようです。木の根が石垣を盛り上げているなどしているものは切ってもいいとなりまして、小牧山城もほとんど屋根の部分しか見えなかったと思うのですが、今日はとてもよく見えました。本日の議題にあります、フォトコンテストでも関心を引いてくれればいいと思っております。

本日も皆さん活発なご意見をお願いしたいと思います。

【事務局（馬庭課長）】

ありがとうございます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

本日の資料につきましては、次第に記載のとおりであります。

よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは議事に入らせていただきます。

以後の進行につきましては、瀬口会長をお願いいたします。

【瀬口会長】

それでは次第に従って進行させていただきます。

次第2 議題(1)こまき景観フォトコンテストの実施についてであります。

事務局からの説明をお願いいたします。

【事務局（赤堀係長）】

会長、都市計画課都市計画係長、赤堀。

それでは、こまき景観フォトコンテストの実施について、説明いたします。

着座にて失礼いたします。

資料の説明に入ります前に、フォトコンテストの概要について簡単にご説明いたします。

本コンテストは、令和7年3月に策定した小牧市景観計画に基づき、景観まちづくりに対する関心の醸成や、景観意識の高揚を図ることを目的とするとともに、景観スポットを広く募集することで、今までに知られていない新しい景観スポットの発見につながることを期待し実施するものです。

それでは資料1をお願いします。

こまき景観フォトコンテスト募集要項の案についてです。

テーマとしましては、とっておきの小牧が見える場所とし、市内の様々な場所から見える魅力的な小牧山の風景、歴史や文化が薫る街並みや人々の活気や賑わいが感じられる中心市街地ならではの景観、東部地域の魅力的な景観や地域に広がる優良な田園風景、意外と知られていないとっておきの小牧の風景、といった視点から撮影された写真を募集いたします。

2、募集期間につきましては、令和8年8月3日月曜日から11月30日月曜日としています。なお、募集期間はこの4か月としていますが、募集する写真については、今なお現存し

確認できる景観であれば、期間外に撮影されたものでも可とします。

3、応募方法につきましては、専用の応募フォームから撮影データを添付して提出していただくこととし、必要事項として、写真のタイトル、撮影場所、応募の理由、応募者の氏名、連絡先を入力していただきます。

4、画像サイズ、画質についてです。

募集した写真については、広報こまきに掲載したり、今後、市のPR等で使用することを想定し、推奨画像解像度、推奨画素数等を設定しています。

5、応募資格については、年齢や居住地を問わずどなたでも応募可とします。

6、選考方法についてです。入賞作品は審査の上、決定することとします。なお、審査の詳細については後ほど改めて説明いたしますが、本審議会委員の皆様にご選考していただくことを想定しています。

7、入賞特典についてです。本コンテストでは、最優秀賞作品1点、優秀作品3点を選定いたしますが、最優秀賞作品は広報こまきの表紙、優秀作品については広報誌の特集ページにて作品を紹介させていただきこととします。

なお、本コンテストは3年継続して実施することを想定しており、3年実施した後は、入賞作品を観光マップ等にも掲載して紹介し、小牧のPRにもつなげていこうと考えています。

8、応募規程についてです。主な内容については、応募対象は市内で一般の人が自由に立ち入ることができる場所から撮影したものに限ること、生成AIや画像編集アプリによる合成や過度な加工がされていないこと、人物が写っている場合は撮影者により被写体の方の許可を得ること、応募作品は、今後市がPRのために使用する可能性があることなどを規程しており、応募をもって同意いただいたものとみなすこととしています。

以上で募集要項の説明といたします。

続きまして、資料2、景観フォトコンテストの審査基準・審査方法（案）についてご説明いたします。

テーマ及びコンテストの目的については、先ほどご説明したとおりです。

3、審査項目をお願いします。

応募作品については、事務局による一次審査のあと、本審議会の委員の皆様にご審査をしていただきます。

審査項目としましては、表にあるとおり、テーマの適合性、景観の保存価値、観光誘客・発信力、独自性及び意外性、そして、表現の工夫の5つの項目の評価の観点から、お一人様3枚ずつ作品を選定していただき、選んだ人数が多い写真から順に最優秀賞作品1点、優秀賞作品3点を採用いたします。

なお、選んだ人数が同一となった場合には、審査員全員による決選投票を行い、最終的な採用作品を決定することとします。

4、審査員につきましては、本審議会委員の皆様をお願いいたします。

5、審査の留意事項についてです。

審査は公平、中立に評価し、応募者情報は評価に影響させないこととします。

また、本コンテストの趣旨は、良好な景観がみえる場所を発掘することを目的としているため、写真の技術よりも、小牧の景観としてPRすることがふさわしいかどうかを重視することとします。

以上、簡単ではございますが、議題についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

ただ今ご説明いただきましたことにつきまして、委員の皆様方からご意見、ご質問をお伺いしたいと思います。

まず、私からですが、人物が写っている写真の場合は、被写体ご本人の許可を得てくださいますと、お祭りなどで大勢の人が写っているような場合、一人一人特定するのはできないかと思いますが、その場合の対応はどうお考えですか。

【事務局（赤堀係長）】

イベントなどで大勢の方が写っていた場合の取扱いですが、肖像権の考え方で個人が特定される場合は配慮が必要かと思いますが、後ろ姿ですとか、顔が写っていても遠目で誰か特定できない場合などはそのまま使用させていただきたいと思います。

しかしながら、顔のアップですとか、その人が誰か分かってしまう写真に関しては、応募した方に許可を取っているか確認をし、許可が取れていない場合は、その部分をトリミングするなどすることも検討したいと考えております。

【瀬口会長】

ありがとうございます。

その他いかがでしょうか。

【八木委員】

小牧市観光協会の八木と申します。

観光的にもいい企画だと思っております。

入賞作品は広報誌に掲載されるということですが、今回の審査においては、写真の技術ではなく、今後継続的にPRできるかどうかを重視するとのことで、例えば最優秀賞の写真が広報誌の表紙に載せるには技術的に少し劣っている写真だった場合にはプロの方に撮り直してもらうことなどはあるのでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

広報誌に掲載することを入賞特典としておりますので、基本的には撮っていただいた写真を掲載することを考えております。

そのため、小牧の景観として保全、PRすべきかという視点でご審議いただくのですけれども、広報誌の表紙にもふさわしいかという視点も踏まえながら作品を選んでいただけたらと思います。

【瀬口会長】

写真の巧拙の話がありましたが、撮影されている場所も重要なのでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

今回のフォトコンテストとしましては、優良な景観を保全するという観点から、どこから

見たらその景観が見ることができるかという点も重視したいと考えております。そのため、応募の際には撮影した場所についても書いていただき、そこから見える小牧の景色というものを市ホームページですとか、観光マップなどで今後周知していきたいと考えております。

【瀬口会長】

フोटスポットというのはそういう意味なのですね。よく分かりました。

例えば古墳が写っていて、その古墳をどこから撮っているか撮っているかも評価していただくということですね。

それでは、舟橋委員いかがでしょうか。

【舟橋委員】

景観の保全価値というのが審査項目の中にありますが、お祭りなどの人の写真は対象外になったりするのでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

景観の保全価値の視点に関してですが、小牧の独自のお祭りなどは小牧ならではの景色であり、後世に残すべき歴史的、文化的な価値があると考えておりますので、そういった写真も可といたしますが、いつでもその景色が見える訳ではありませんので、この時期に小牧に訪れていただければ見ることができます、という形でPRすることになろうかと思います。

【瀬口会長】

お祭りが行われる場所も景観上重要でありますので、そういった意味では、祭りを開催する場所に不要な看板ですとか、電線がないほうが良いと考える方もおりまして、無くしている都市もありますね。

ですので、景観という意味では、お祭りと開催場所というのが重要になると思います。

【駒瀬委員】

せっかくですので、なるべく多くの人に応募いただけるといいかなと思いますが、周知方法として考えていることがあれば教えてください。

【事務局（赤堀係長）】

周知方法についてですが、市広報呼びかけるとともに、市の公式SNSで周知させていただければと思っております。また、シティプロモーション課や観光協会などにもご協力をいただきながらPRするなど、機会を捉えて様々な場面で周知していきたいと考えております。

【駒瀬委員】

なるべく若い方にも応募いただけるといいなと思ひまして、広報誌や市のSNSですとなかなか若い世代に届かない部分もありますので、例えば小牧南高校の写真部ですとか、高校生が集まる図書館ですとか、そういった所にも周知していけるといいと思います。

【瀬口会長】

周知方法についてでしたが、想定している応募枚数はありますか。

【事務局（赤堀係長）】

初めての取り組みですので想定が難しいところがありますが、昨年度のバラ・アジサイまつりのフォトコンテストでは約 100 枚、70 周年記念事業のフォトコンテストでは約 200 枚程度応募があったと聞いておりますので、100 枚程度は募集があるといいなと考えております。

【瀬口会長】

なるべく多いといいなとは思いますが。

他のコンテストで 100 枚応募があったとのことですが、大半が入選しないことになると思いますがその取扱いはどうにしているのでしょうか。

例えば 100 点応募があったとして、あまりにもそぐわないものを除いた他は全て、例えば小さくてもいいのでポスターに掲載します。応募者の名前入り、気になる方は匿名でもいいと思いますが、そうしておくで応募した人全てが形を残せると思うのですがホームページに載せるのは予算が必要かわかりませんが、検討していただけるといいと思います。

応募される方々にとっては、何かある方がいいと思いますので。

【谷田貝委員】

私も同じことを思っておりまして、応募してくださる方にとっては渾身の一枚だと思いますので、できる限り有効活用していただけたらと思います。

私の一存では言えませんが、小牧の広報には広報こまきと、市議会の議会だよりがございます。議会だよりに使わせていただくこともできるのかなとも思いますので、一度ご検討いただければと思います。

【事務局（馬庭課長）】

議会だよりも含めまして、その他のコンテンツを用いた周知ができるか関係機関と協議させていただきながら検討していきたいと考えております。

【瀬口会長】

今年はやっぱりアジア大会がありますので、スポーツ関連にさせていただくと市の皆さんの動きも活発になって景観もにぎやかになるとありがたいなと思いますのでよろしくお願いします。

【萩原委員】

何点か質問させていただきます。まず、先ほどご説明のありましたバラ・アジサイまつりと 70 周年記念事業のフォトコンテストでは 1 人あたり何枚応募があったのか教えてください。

次に、先ほど会長が仰った、お祭りなどのその個人が分かるような写真については慎重に取り扱わなければいけないと考えております。当然本人の同意があればいいと思うのですが、同意がない場合は、肖像権だけでなく個人識別情報という形で個人情報の問題にもなってくるかと思えます。

広報で公表するとなると市がそれを公表するわけですので、写っている人から自分が特定されましたと言われた場合にどう対応するのか、他市町がそういう場合どのような取り扱いをしたのかという事例も含め、慎重に考える必要があると思います。

3点目ですが、写真の著作権が市に帰属するかどうかです。市が作品を加工することに同意しているのはいいとして、著作権についてはどうお考えでしょうか。応募規程の中に過度な加工は不可としていますが、応募者はどの程度まで加工していいのか。一切加工不可とあれば明確ですが、その加工の具合について誤解が生じないようにした方がいいかと思います。

最後に資料2に関しまして、評価基準として項目が挙げてあり分かりやすいと思います。選ぶ際は数値化とかは一切しないということによろしいでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

過去のフォトコンテストの応募枚数についてですが、バラ・アジサイまつりについては一人2枚、70周年記念事業については一人何枚でも応募可となっていました。

次に、著作権につきましては応募者本人にあります。その作品を使用する権利を小牧市の方にいただくといった形を考えております。そのため、使用する際にあまりに過度な加工をする場合は本人の承諾を得るべきとは思いますが、トリミングなどで切り取りして市ホームページ等PRで使用させていただくことにはご同意いただいたうえでの応募をお願いしたいと思っております。

加工の程度についてですが、景観の写真となりますとどうしても人が写ってしまう場合もあると思いますので、それが誰か分からず許可が取れないという時に関してその人を消すという加工程度はいいと考えておりますが、無いものを合成して見られない景観を作るのですとか、そういった写真に関しては過度な加工と判断させていただきます。どうしても性善説といたしますか、皆様のモラルの許容範囲内で応募をお願いしたいと考えております。

また、個人が特定できるものに関しては本人の同意をいただいていることが分かるよう応募フォームを工夫しようと思っております。

資料2の審査基準についてですが、市で行っている他のフォトコンテストでも数値化はしていないということと、すべての作品に点数をつけることは難しいと考えますので、審査基準の視点に沿って写真を選んでいただく方法でお願いしたいと考えております。

【萩原委員】

ありがとうございました。お祭りなどのにぎわいの風景も重要で、そういった写真を掲載することも意義があると思うのですが、一方で個人情報など最近は厳しくなっているもので、その辺りしっかりご検討いただければと思います。

【瀬口会長】

加工についてですが、電線を消すというのは許されますか。

【事務局（赤堀係長）】

そこに常にあるものを消すということはやめていただきたいです。人や車などが写ってしまったというケースでは、いつ行ってもそこに人、車があるわけではないので、そういったものを消すということはいいいとは思っておりますが、その辺りも審査の時点で委員の皆様の

ご意見をいただきながらご判断いただきたいと思います。

【瀬口会長】

電線を消したかどうかは分かりますか。

【萩原委員】

応募の際に、加工する前と後の写真を送ってもらうことはできないでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

応募フォーム上は3枚以上添付することも可能ではありますが、応募者の負担が増えることにもなりますので、一度事務局で検討させていただきます。

【中嶋委員】

PRについてですが、写真といえばインスタグラムだと思いますし、小牧山の写真も多く投稿されていますので、そういった人たちに見てもらうことを考えるとインスタグラムを使用することが効果的だと思います。

また、以前事務方として市民美術展の写真を見てきましたが、応募者全員の写真をどこかに載せるというのは難しいのではないかと思います。実際いろいろな写真が応募されて載せる価値があるかどうかということもありますし、それをどう判断するかも大変だと思いますので、作品を全て載せるのではなく、例えば応募してくださった方の名前を紹介するなどしておいた方がいいと思いました。

【事務局（赤堀係長）】

ご意見ありがとうございます。

インスタグラムに関してですが、最近システムの仕様が変更となりまして、今まではハッシュタグのキーワードを検索するとそのキーワードで投稿された写真のみが抽出できたのですが、今はそのキーワードだけでなくそれに関連する写真も紹介されるようになってしまいましたので、応募手段としてインスタグラムに投稿するという方法はとりませんが、PRとしての発信は状況を見ながら検討していきたいと考えています。

【瀬口会長】

フォトコンテストとして紹介するのは受賞作品だけでもいいと思いますが、いい景観が見えるフォトスポットとして最終的に100ヶ所とか、カテゴリー分けしてもいいと思いますし、蓄積できるといいと思います。

【事務局（馬庭課長）】

このコンテストは今年だけではなく複数年で取り組みたいと考えておりまして、最終的に応募作品はある程度溜まるとしますので、市内の優良な景観スポットとして取りまとめ、景観計画策定時に歴史、文化資源の分布図も作っておりますので、そういったものと合わせた景観マップのようなものを作成することも考えていきたいと思っています。

【瀬口会長】

ありがとうございました。
他はよろしいでしょうか。

【萩原委員】

応募フォームに入力する情報に氏名がありますが、受賞作品を掲載するときにはお名前は公表するのでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

応募フォームに関しましては氏名を入力していただきますが、広報などには氏名を載せたくないという方もいらっしゃるかと思いますので、氏名入力欄の他にニックネーム欄も設けて、氏名公表が嫌な場合はニックネームも記載していただくことを考えています。

【萩原委員】

ありがとうございます。
募集要項の中にそれも記載していただくと分かりやすいかと思います。

【瀬口会長】

委員の皆様から様々なご意見をいただきましたので、事務局の方で取りまとめて進めていただくようお願いいたします。

それでは、議題(2)小牧市屋外広告物条例における色彩基準の見直しについて、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局（赤堀係長）】

それでは、小牧市屋外広告物条例における色彩基準の見直しについて、説明いたします。
資料3をお願いします。

1、見直しの目的についてです。

本市では、本審議会でもご議論いただき、小牧市屋外広告物条例を今年の4月より施行しているところです。本条例は、愛知県条例に準拠する形で策定をしておりますが、この度、愛知県条例が改正され、令和8年7月より色彩に関する基準が見直されることとなりました。本市においても、県条例にあわせ整合を図ることで、県条例よりゆるくなる基準がないよう、また、広域的な景観形成の統一を目指し、事業者及び市民に対し分かりやすい運用となるようにします。

2、見直しの内容についてです。

愛知県条例における現在の基準では、黒色、原色、赤色といった記載があるものの、その色について、特に数値基準等は設定されておりません。これが、改正後はマンセル表色系を用いて、黒色については色相がなく、明度が3未満のもの、また、原色から高彩度色とし、彩度が12を超えるもの、赤色については色相がRで彩度が8を超えるもの、と規定されます。

ここで、マンセル表色系について簡単に説明をいたします。

参考資料をお願いします。

マンセル表色系では、赤や緑といった色合いを示す色相、色の明るさの度合いを表す明

度、色の鮮やかさを表す彩度という 3 つの要素の組み合わせにより、一つの色彩を表現しています。

これに、数字を加えたものがマンセル値となり、色を特定することができます。

右下に、5R のカラーチャートを載せていますが、先ほどの県基準である、赤色は彩度 8 を超えるものは、図の青枠内が該当することとなります。

資料 3 にお戻りください。

続きまして、小牧市の色彩基準についてです。

現在の市の基準は、昨年度、委員の皆様にもご意見をいただき、既にマンセル表色系を用いて設定をしておりますが、県の基準とあわない部分について見直しをいたします。

具体的には、原色を高彩度色とし、彩度が 12 をこえるものに、赤色について彩度を 12 から 8 に見直すこととします。

これにより、小牧市屋外広告物条例施行規則の改正と、小牧市屋外広告物条例に係る基準の変更の手続きが必要となります。

資料 2 ページ目には、現在の基準の内容を一部抜粋しておりますが、共通基準や個別基準の中で色の使用について規定がされているものがあり、これらの箇所が変更の対象となります。

以上、簡単ではございますが、議題についての説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【瀬口会長】

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明のありました、屋外広告物条例における色彩基準について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

【萩原委員】

黒色、原色、赤色がそれぞれ黒色、高彩度色、赤色に変わるということですが、高彩度色というのは赤色は含まないということでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

赤色も含みます。

【萩原委員】

もともとの原色には Y、R、B とされていて赤色が入っているのですが、別に赤色だけの枠もあるので、愛知県条例の方の高彩度色に赤色を除くといったような限定付けはされているのでしょうか。

【事務局（赤堀係長）】

愛知県条例にもそういった記載はございません。個別基準の中で、赤色を含む高彩度色を使用不可とするものと、赤色のみを使用不可とするものがあるのでこういった記載になっております。

【瀬口会長】

赤色だけでなく黄色も厳しくすることもいいかなと思いますが、愛知県条例にあわせるということですね。

他はよろしいでしょうか。

それでは次第3、その他でございますが、事務局から何かございますか。

【事務局（馬庭課長）】

その他といたしまして、3点ご連絡をさせていただきます。

1点目としまして、本審議会の会議録でございますが、会議終了後、事務局で作成し、委員の皆様にご確認をお願いさせていただきます。その後、市のホームページにて公開をさせていただきますのでご承知おきください。

2点目としまして、次回の審議会について、でございます。

第2回目の審議会を1月ごろに開催を予定しております。日程が決まりましたら、開催通知をメールにてご案内させていただきますのでよろしくお願いします。

最後になりますが、交通安全についてのお願いであります。

交通安全には、日ごろから十分気を付けて頂いているとは思いますが、横断歩道は歩行者優先であります。車を運転される際には、歩行者等の早期発見に努めていただきますようお願いいたします。

事務局からは、以上となります。

【瀬口会長】

会議全体を通して委員の皆様から何かございますか。

なければこれを持ちまして、令和8年度第1回小牧市景観審議会を閉会いたします。